特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立大学法人埼玉大学は、謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

国立大学法人埼玉大学

公表日

令和7年10月7日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務
②事務の概要	本学が委嘱した委員や講師等に対し報酬等を支払う際、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。番号法第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	マイナンバー管理サービス（経理課）、マイナンバー管理プラットフォーム利用サービス（人事課）
2. 特定個人情報ファイル名	
マイナンバー管理データベース	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部経理課、総務部人事課
②所属長の役職名	財務部経理課長、総務部人事課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	埼玉大学総務部総務課情報公開室（本部棟1F）　電話：048－858－3928 〒338-8570　埼玉県さいたま市桜区下大久保255
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	埼玉大学総務部総務課情報公開室（本部棟1F）　電話：048－858－3928 〒338-8570　埼玉県さいたま市桜区下大久保255
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本学では、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、人為的ミスの発生リスクを最小限に抑える以下の対策を講じており、十分なリスク対策が実施されていると考えられる。 【経理課】 **①業務委託による人的接触の排除** 平成28年よりマイナンバーの収集業務を専門業者に委託し、簡易書留による郵送提出に加えてオンライン申請受付を導入している。これにより、事務職員がマイナンバー記載書類を直接取り扱う機会を排除し、人為的ミスの発生リスクを根本的に減少させている。 **②手作業が必要な支払調書作成における多層的対策** 手作業が介在する支払調書作成作業においても、以下の多層的な対策により人為的ミスを防止している。 ・物理的セキュリティ対策: 専用執務室、専用の回線、暗号化された専用端末（シャットダウンすると端末にデータは残らない）、専用USBの使用により、取扱環境を限定。 ・記録・監査体制: 専用執務室への入室記録、PC操作記録、USBへのデータ取り込み記録を記録簿により管理し、作業の透明性と追跡可能性を確保。 ・データ管理の徹底: 個人端末へのマイナンバー入り電子ファイルのダウンロードを禁止し、データの拡散防止を徹底。 【人事課】 **①管理システムへのアクセス制限による対策** マイナンバー管理システムへアクセスできる端末を1台に限定し、アクセス可能なアカウントの制限も行い、作業者を制限することにより人為的ミスの発生リスクを減少させている。 **②マイナンバー情報取り扱い時の対策** マイナンバーを収集する際には免許証写し等の確認書類を併せて提出させ、必ず本人確認を行った上で登録を行っている。また書類収集時は人事課職員に直接提出もしくは簡易書留による郵送に提出方法を制限しており、収集した書類はシステム登録完了後速やかに破棄している。データで提出された書類についても①のアカウント制限による取得制限を行い、取得したデータは当日中に自動削除されるように設定している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分であると判断した。 その根拠は以下の通りである。 **【経理課】** **1. 委託先選定要件** 委託先選定時に以下の認証取得・要件を設定し、行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができる事業者を選定している。 ・ISO 27001（情報セキュリティ）、ISO 20000（ITサービス）、ISO 22301（事業継続） ・クラウドサービス安全・信頼性情報開示認定、プライバシーマーク ・データセンター（JDCC-FS Tier4レベル相当） ・設備・技術水準、経営状況、従業者監督・教育体制の適切性 **2. 契約書及び仕様書による安全管理措置の義務付け** (1)組織的安全管理措置 ・特定個人情報等の取扱規定整備、組織体制構築 ・アクセス状況記録・保存、漏えい事案対応体制整備 (2)人的安全管理措置 ・事務取扱担当者・システム管理担当者への適切な監督・教育研修実施 (3)物理的安全管理措置 ・データセンター内作業限定、生体認証による入退室管理 ・監視カメラ設置、専用端末のみ利用（VDI経由アクセス） ・外部機器持込み時の承認・記録管理 (4)技術的安全管理措置 【アクセス制御・認証】 ・権限による機能制限、電子証明書による端末認証 ・ユーザ・パスワード・ワンタイムパスワードによるログイン管理 【不正アクセス防止】 ・ファイアウォール・WAF設置、日本以外からの通信防止 ・ウイルス対策、DBアクセスログ保存 【情報漏えい防止】 ・個人番号・本人確認資料の暗号化・分割保持 【データ管理】 ・日次バックアップ、保存期限過ぎデータ自動削除 ・削除・廃棄時証明書発行、契約終了時即時返還 **【人事課】** 人事課分においてはあくまで、管理プラットフォームの提供のみで提供元が本学のマイナンバー情報に触れる機会は無い。システム（クラウド）については、第三者機関認証の取得（ISMSクラウドセキュリティ認証（ISO/IEC 27017）、SOC2報告書（Type2））を取得していることや、サイバー攻撃対策、災害対策のバックアップ等も十分であることを確認済みである。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月7日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本学が委嘱した委員や講師等に対し報酬等を支払う際、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。番号法第9条第3項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。	本学が委嘱した委員や講師等に対し報酬等を支払う際、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。番号法第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による（令和4年1月11日施行）
令和7年10月7日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	マイナンバー管理サービス	マイナンバー管理サービス（経理課）、マイナンバー管理プラットフォーム利用サービス（人事課）	事後	国立大学法人埼玉大学の業務分担変更に伴う変更
令和7年10月7日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による（令和4年1月11日施行）
令和7年10月7日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部経理課	財務部経理課、総務部人事課	事後	国立大学法人埼玉大学の業務分担変更に伴う変更
令和7年10月7日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	財務部経理課長	財務部経理課長、総務部人事課長	事後	国立大学法人埼玉大学の業務分担変更に伴う変更
令和7年10月7日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	048-858-3005	048－858－3928	事後	
令和7年10月7日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	048-858-3005	048－858－3928	事後	
令和7年10月7日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月25日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年10月7日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月25日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年10月7日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業		・十分である ・本学では、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、人為的ミスの発生リスクを最小限に抑える以下の対策を講じており、十分なリスク対策が実施されていると考えられる。 【経理課】 ①業務委託による人的接触の排除 平成28年よりマイナンバーの収集業務を専門業者に委託し、簡易書留による郵送提出に加えてオンライン申請受付を導入している。これにより、事務職員がマイナンバー記載書類を直接取り扱う機会を排除し、人為的ミスの発生リスクを根本的に減少させている。 ②手作業が必要な支払調書作成における多層的対策 手作業が介在する支払調書作成作業においても、以下の多層的な対策により人為的ミスを防止している。 ・物理的セキュリティ対策: 専用執務室、専用の回線、暗号化された専用端末（シャットダウンすると端末にデータは残らない）、専用USBの使用により、取扱環境を限定。 ・記録・監査体制: 専用執務室への入室記録、PC操作記録、USBへのデータ取り込み記録を記録簿により管理し、作業の透明性と追跡可能性を確保。 ・データ管理の徹底: 個人端末へのマイナンバー入り電子ファイルのダウンロードを禁止し、データの拡散防止を徹底。 【人事課】 ①管理システムへのアクセス制限による対策 マイナンバー管理システムへアクセスできる端末を1台に限定し、アクセス可能なアカウントの制限も行い、作業者を制限することにより人為的ミスの発生リスクを減少させている。 ②マイナンバー情報取り扱い時の対策 マイナンバーを収集する際には免許証写し等の確認書類を併せて提出させ、必ず本人確認を行った上で登録を行っている。また書類収集時は人事課職員に直接提出もしくは簡易書留による郵送に提出方法を制限しており、収集した書類はシステム登録完了後速やかに破棄している。データで提出された書類についても①のアカウント制限による取得制限を行い、取得したデータは当日中に自動削除されるように設定している。	事後	基礎項目評価書の様式の改正（令和6年10月1日施行）に伴う変更
令和7年10月7日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策		・4）委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ・十分である ・委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分であると判断した。その根拠は以下の通りである。 【経理課】 1 委託先選定要件 委託先選定時に以下の認証取得・要件を設定し、行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができる事業者を選定している。 ・ISO 27001（情報セキュリティ）、ISO 20000（ITサービス）、ISO 22301（事業継続） ・クラウドサービス安全・信頼性情報開示認定、プライバシーマーク ・データセンター（JDCC-FS Tier4レベル相当） ・設備・技術水準、経営状況、従業者監督・教育体制の適切性 2 契約書及び仕様書による安全管理措置の義務付け （1）組織的安全管理措置 ・特定個人情報等の取扱規定整備、組織体制構築 ・アクセス状況記録・保存、漏えい事案対応体制整備 （2）人的安全管理措置 ・事務取扱担当者・システム管理担当者への適切な監督・教育研修実施 （3）物理的安全管理措置 ・データセンター内作業限定、生体認証による入退室管理 ・監視カメラ設置、専用端末のみ利用（VDI経由アクセス） ・外部機器持込み時の承認・記録管理 （4）技術的安全管理措置 【アクセス制御・認証】 ・権限による機能制限、電子証明書による端末認証 ・ユーザーパスワード・ワンタイムパスワードによるログイン管理 【不正アクセス防止】 ・ファイアウォール・WAF設置、日本以外からの通信防止 ・ウイルス対策、DBアクセスログ保存 【情報漏えい防止】 ・個人番号・本人確認資料の暗号化・分割保持 【データ管理】 ・日次バックアップ、保存期限過ぎデータ自動削除 ・削除・廃棄時証明書発行、契約終了時即時返還 【人事課】 人事課分においてはあくまで、管理プラットフォームの提供のみで提供元が本学のマイナンバー情報に触れる機会は無い。システム（クラウド）については、第三者機関認証の取得（ISMSクラウドセキュリティ認証（ISO/IEC 27017）、SOC2報告書（Type2））を取得していることや、サイバー攻撃対策、災害対策のバックアップ等も十分であることを確認済みである。 これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	基礎項目評価書の様式の改正（令和6年10月1日施行）に伴う変更